墨田区のお知らせ2012.5.11　NO.1674（毎月1日・11日・21日発行）

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608―1111代表　〒130―8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

●2面以降の主な内容
2～4面…「成人を祝うつどい」実行委員の募集
5面…は～もに～
6面…すこやかライフ
7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●5月12日：民生委員・児童委員の日

大正6年のこの日、民生委員法の起源となる「岡山県済世顧問制度設置規定」が公布されたことに由来し、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」と制定された。現在、区内では計188人の委員が、生活に困っている方や体の不自由な方などの相談に応じている。

http://www.city.sumida.lg.jp/

耐震化を促進する新しい助成制度のご利用を

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成

東日本大震災を踏まえ、都が先月18日に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京湾北部地震（マグニチュード7.3）が発生すると、区内では9902棟の建物が倒壊すると想定しています。多くの建築物が倒壊し、「緊急輸送道路」が遮断されると、避難・救助活動等を妨げることになります。これを防ぐため区では、都と連携し〝緊急輸送道路沿道建築物の耐震化〟を進めています。今月からは、従来の耐震診断助成に加え、耐震改修助成も始めました。これらの助成制度を活用し、みんなで地震に強いまちをつくっていきましょう。

阪神・淡路大震災で倒壊し、道路を塞いだビル（「災害写真データベース」提供）

耐震診断の実施が義務化

京葉道路や水戸街道など、震災時の円滑な避難・救助活動等で重要な役割を担う「緊急輸送道路」の沿道建築物が、1棟でも倒壊して道路を塞ぐと、避難・救助活動や復旧・復興活動に大きな影響を与えてしまいます。

このため都は、「緊急輸送道路」の中でも、特に〝沿道建築物の耐震化〟が必要な道路を「特定緊急輸送道路」に指定しました。そして、対象となる沿道建築物の所有者へ耐震診断の実施を義務付けるとともに、診断・改修にかかる所有者の負担軽減を図る助成制度を実施することとしました。

まずはご相談ください！

区では、「特定緊急輸送道路」の沿道建築物への耐震診断助成を、都の耐震診断実施の義務化に先駆けて行ってきました。また、建築の専門家を派遣する無料耐震相談や、分譲マンションの耐震改修助成なども行い、区内の耐震化を進めてきました。

さらに今月からは、「特定緊急輸送道路」の沿道建築物への耐震改修について助成制度を新設するとともに、「一般緊急輸送道路」の沿道建築物への耐震改修については助成制度を拡充しました。これらの制度の助成金額等の詳細は、お問い合わせください。

地震の発生を止めることはできませんが、耐震化を進めることで被害は減らすことができます。多くの命を守るため、区の助成制度を活用し、沿道建築物の倒壊により大切な道路が塞がれることを防ぎましょう。

■区内の緊急輸送道路

特定緊急輸送道路
緊急輸送道路のうち、次のいずれかに該当し、都が指定した道路
▶主要な防災拠点や空港、港湾などを結ぶ道路など
▶他県からの緊急物資や救援活動の受け入れのための主要な道路など
▶区市町村庁舎との連絡に必要な道路など

一般緊急輸送道路
緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路に該当しない道路

■耐震化助成の主な流れ

区へ助成対象確認申請 → 業者との契約 → 耐震診断または耐震改修の実施 → 完了後に区へ実績報告 → 耐震診断または耐震改修の助成金の請求

㊟耐震改修を実施する前に、必ず耐震診断を受け、補強が必要な部分とその方法について示した「補強計画」を作成する必要があります。

■診断・改修の助成対象となる建築物

耐震診断と耐震改修の助成対象となるのは、次のすべての要件を満たす区内の緊急輸送道路の沿道建築物です。
▶緊急輸送道路に2m以上接する敷地にある
▶昭和56年5月31日以前に着工している
▶建築物のいずれかの部分の高さが、その高さから緊急輸送道路との境界線までの水平距離に、緊急輸送道路の幅員の2分の1の距離を加えた長さを超える

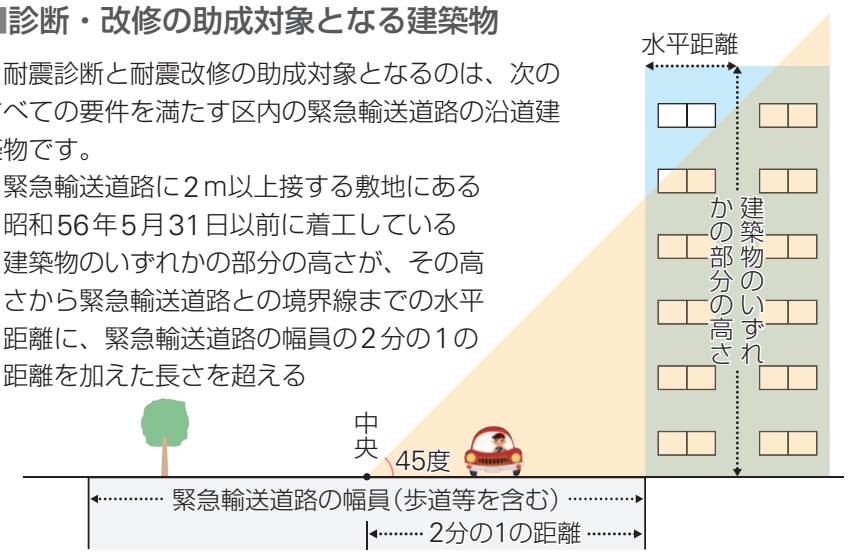

耐震化への第一歩　まずはご相談ください！

建築指導課耐震化担当（区役所9階）☎5608－6269